**事前確認シート**

**■補助対象建築物に該当するかを確認しますので、下表に必要事項を記載し、下記窓口まで提出してください（郵送、メールなど可）。**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名 |  |
| 連絡先 |  |
| 建物名（施設名等） |  |
| 所在地 |  |
| 建築年 |  | 構造 |  |
| 床面積 |  | 施 設 用 途※ |  |

※病院の場合は病床数、ホテル・旅館等の場合は客室数をご記入ください。

**■補助要件等を記載しています。事前相談・交付申請の前にご一読ください。**

【補助対象建築物について】

* 平成１５年４月以降に建築確認申請をして建築された延べ床面積２,０００m2以上の建築物の場合は、建築確認申請時に定められている利用円滑化基準（ハートビル法に規定）又は建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法に規定）に適合している必要があります。
* 建築物内で補助対象となる箇所は、不特定多数の人の利用がある空間とします。従業員のみが利用する空間の整備は補助対象となりません。

【補助対象事業について】

* バリアフリー整備をする箇所毎に整備基準を設けています。整備する箇所の整備基準すべてに適合させるバリアフリー整備を補助対象とします。
* 建築物の新築に係るバリアフリー整備は補助対象となりません。
* 現状で補助制度の整備基準を満たしている建築物の老朽化等による改修は補助対象となりません。

【交付申請について】

* 令和７年度の申請締切日は令和７年１１月１４日です。※補助申請額が予算額に達した時点で当該年度の申請受付を終了
* 事前協議（資料を持って来庁・窓口での相談を原則とする）をせずに交付申請をすることは認められません。
* 交付申請時に提出する設計図面等は、建築士（資格は当該整備棟を新築するものとみなして、建築士法を準用する）によるものに限ります。
* 同一建築物における同一年度の申請回数は上限１回までとします。
* 本補助制度を活用して改修した箇所と同一箇所の再度の申請は認められません（同一年度でなくとも認められません）。

【手続きの時期等について】

* 交付申請受付日から交付決定まで１か月程度かかります（整備内容が確認できないなどの理由により審査期間が長くなる場合があります）。
* 交付決定通知日より前の着手は認められません。
* 実績報告の期日は交付申請年度の２月末日とします。

【補助事業完了後について】

* 補助事業完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産にあっては１０年間）は、交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することは認められません。
* 補助金に係る書類、帳簿等は、補助事業完了年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。

（提出窓口）岡山市 都市整備局 都市・交通部 交通政策課

 〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 本庁舎6階

　　　　　　TEL 086-803-1376　FAX 086-234-0435　E-mail koutsuuseisaku@city.okayama.lg.jp